

# 個人住民税(町県民税)の 特別徴収(給与天引き)制度

町ホームページに掲載しています

町ホームページ→くらし・環境→税金→  
個人住民税特別徴収の全県的推進について

## 個人住民税の特別徴収とは…

事業者(事業主)が所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収(天引き)し、従業員が居住する市町村に納入する制度です。

※地方税法第 321 条の 3 と町税条例第 44 条で規定。

## 対象となる事業者は…

所得税の源泉徴収を行う事業者は、原則として個人住民税の特別徴収義務者となります。

※地方税法第 321 条の 4 と町税条例第 45 条で規定。

## 特別徴収のメリットは…

①年税額を 4 回に分けて個人で納める「普通徴収」制度に比べて「特別徴収」制度では、12 回に分けて毎月の給与から天引きとなるため、1 回あたりの税負担が少なくなります(年税額は同じです)。

②個人で市町村や金融機関へ納税に向く必要がなくなります。

熊本県および県内市町村では平成 25 年度から個人住民税の特別徴収制度を完全実施しています。

詳細は役場税務課にお尋ねください。

個人事業者のみなさんへ

消費税

## 消費税の届出書の 提出はお済みですか？

### 消費税の課税事業者になる人

現在、消費税の免税事業者となっている人で、平成 23 年分の所得税の確定申告等において、消費税の課税売上高が 1,000 万円を超えた人は、平成 25 年分は消費税の課税事業者となります。

※平成 23 年 6 月の消費税法の一部改正で、平成 25 年分の申告からは、前々年分の課税売上高が 1,000 万円以下でも課税事業者となる場合があります。

### 消費税の課税事業者になる場合

「消費税課税事業者届出書」を速やかに熊本東税務署長に提出することが必要となります。

また、平成 26 年分が課税事業者となる人で、新たに簡易課税制度の適用を受けようとする人(平成 24 年分の消費税の課税売上高が 5,000 万円以下の人)は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を平成 25 年中(12 月 31 日まで)に熊本東税務署長に提出することが必要となります。

国民健康保険税の

申告用

## 「納付確認書」を 送付します

### 国保税は申告で所得控除の対象に

あなたが納められた国民健康保険税は、年末調整や確定申告の際に申告されますと、所得控除(社会保険料控除)の対象となります。

そこで、本年中(12 月まで)に国民健康保険税を納められた世帯主に対し、「国民健康保険税納付確認書」を、年明け 1 月下旬にお送りします。

早めにこの確認書が必要な人は、役場税務課窓口で発行しますので、12 月中に納付された分の領収書をご持参ください。

窓口での交付につきましては、個人情報の保護のため「納税義務者」「納税義務者と同一世帯の人」または「納税義務者の委任状を持つ人」をその対象とします。

#### 問い合わせ先

- 個人住民税と国民健康保険税納付確認書について  
役場税務課 住民税係  
☎ 286-3111 内線 355、141、142
- 消費税の届出書について  
熊本東税務署 ☎ 369-5566(自動音声案内)